

アジア地域ファンデ・パスポートの概要と利用上の留意点

惠谷浩紀 弁護士（前金融庁総務企画局市場課専門官）

一 はじめに

金融庁は、二〇一六年四月二八日、日本がアジア地域ファンデ・パスポート（Asia Region Funds Passport）（以下「ARFP」という）に関する協力覚書（Memorandum of Cooperation）に署名したことを公表した（注一）。

ARFPとは、APEC（アジア太平洋経済協力）に加盟する国・地域のうち、当該制度に参加している国・地域（以下「ARFP参加国」という）のいずれかにおいて、一定の要件を満たす適格ファンデとして承認を受けた商品については、他のARFP参加国において改めて複雑な承認等の手続を経ることなく、その販売が認められる制度である。

ARFPの運用に関する手続等の詳細や各ARFP参加国における法制度の整備について

は、今後検討が行われることが予定されている。そこで、以下では、ARFP制度創設に至る経緯、現時点で判明している制度の枠組みと制度の利用に際して検討を要する点について概説する。

なお、本稿における解釈や意見にわたる記述は、執筆者の個人的な見解によるものであり、現在所属または過去に所属していた組織、団体の意見ではないことを念のため付言しておく。

二 ARFP制度の創設までの経緯等

1 ARFP制度の創設までの経緯（図表1）

ARFP制度の創設に向けた構想は、二〇〇九年、オーストラリアが、国際金融センターとしての地位確立に向けた対応策の一環として、

目次

- 一 はじめに
- 二 ARFP制度の創設までの経緯等
 - 1 ARFP制度の創設までの経緯
 - 2 ARFPの創設等に係る意義
- 三 ARFPの概要
 - 1 総論
 - 2 ARFP制度の運用
 - 3 ARFPにおけるファンデの認証手続
 - 4 ARFPの利用に際して検討が必要となる点
- 四 おわりに

アジア地域におけるファンデのパスポート制度の創設を提唱したことに端を発する。これを受けて、当該枠組みの創設に向けた検討を行う場として、二〇一〇年にAPEC財務大臣会合の下にワークショップが設置され、日本を含めたワークショップのメンバー国・地域の間で当該制度の創設に向けた検討が行われてきた（注二）。

二〇一三年九月には、当該ワークショップでの検討結果を踏まえ、オーストラリア、韓国、ニュージーランドおよびシンガポールの四カ国が、ARFP設立趣意書（Statement of Intent）に署名し、当該枠組みへの参加を表明した。その後、当該四カ国にタイおよびフィリピンを加えた六カ国により構成されるワーキンググループ

〔図表1〕 ARFP制度の創設に係る経緯

2010年以降	APECの下にワークショップが設置され、ARFPの実現に向けた協議を継続的に実施
2013年9月	オーストラリア、韓国、ニュージーランドおよびシンガポールの4カ国が、ARFP設立趣意書（Statement of Intent）に署名
2014年4月	第1次市中協議を実施
2015年2月	第2次市中協議を実施
2015年9月	日本を含めた6カ国（日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピンおよびタイ）が、参加表明文書（Statement of Understanding）に署名
2016年4月	日本を含めた4カ国（日本、オーストラリア、韓国およびニュージーランド）が協力覚書（Memorandum of Cooperation）に署名
2016年6月末日	協力覚書が発効。発効日までに、上記4カ国のほか、タイも協力覚書に署名
2017年12月末日まで	ARFP参加国において、必要となる国内の制度整備作業を完了し、ARFPの運用を開始（予定）

〔図表2〕 各国の投資信託に係る運用残高の比較

地域／国	運用残高（10億ドル）
アメリカ大陸	19,851
米国	17,876
カナダ	949
ブラジル	853
ヨーロッパ	13,823
ルクセンブルク	3,610
アイルランド	2,084
ドイツ	1,917
フランス	1,898
英国	1,561
アジア・太平洋	4,785
オーストラリア	1,584
日本	1,386
韓国	373
ニュージーランド	43
アフリカ	130
合計	38,589

（注） 2016年3月末日時点。ARFP参加国のうち、タイについては未公表。

（出所） IIFA：Worldwide Regulated Open-End Fund Assets and Flows First Quarter 2016.

によって、二〇一四年から二〇一五年にかけて、二度の市中協議が実施される等、ARFPに関するルールの策定作業が進められてきた。日本は、それまでワークショップのメンバー国として協議に継続的に参加しており、二〇一五年九月に開催された第二回APEC財務大臣会合において、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、フィリピンおよびタイとともに、ARFPに係る参加表明文書（Statement of Understanding）に署名し、日本も当該枠組みに参加する意向であることを正式に表明した。その後も関係各国・地域間において、ARFPに関するルールの最終化に向けた検討作業が行われ、参加予定国・地域間でその内容について最終的な合意に至ったことを受け、二〇一六

年四月、日本、オーストラリア、韓国およびニュージーランドの四カ国が協力覚書に署名した。これら四カ国に、協力覚書の効力発生日である同年六月末日までに署名手続を完了したタイを加えた五カ国が、当初のARFP参加国となり、ARFP制度が創設されることとなった。ARFPの枠組みに関する具体的な内容は、協力覚書および当該覚書に付属する文書（以下「バスポート規則」という）において規定されている（注三）。

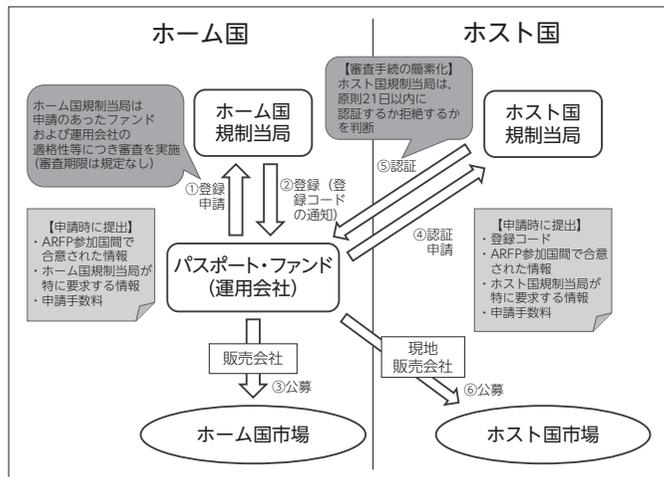
今後、当初参加国は、協力覚書の効力発生日から一八カ月以内（二〇一七年二月末日まで）に、ARFPの運用開始に向けて、所要の国内制度の整備等を行うよう努めることとされている（注四）。日本においても、今後、制度整備に向けた動きが活発化することが予想される。

2 ARFPの創設等に係る意義

ARFP創設の意義として、域内におけるファンドのクロスボーダーでの取引が容易となる枠組みを構築することにより、アジア諸国における経済発展に伴い今後増加することが予想される中間層の資産運用ニーズを取り込むことが挙げられる。

現在、アジア・太平洋地域内におけるファンドの市場規模は、米国や欧州と比較すると大きくとはいえない状況である（図表2）。今後、市場規模の拡大が見込まれる当該域内においてファンドの流通を促進するという観点から、ARFPの枠組みの創設について合意に至ったこ

〔図表3〕 ARFPの仕組み



とは大きな意味があるといえる。
また、日本にとっても、わが国の投資家が投資を行う場合の選択肢が拡大されるとともに、わが国の資産運用業界にとっても、投資信託等のファンドをARFP参加国の投資家に販売できる体制が確立されるといったメリットが想定される。これまで日本国内で組成された投資信託等が海外において販売される例は見当たらなかったが、今後はARFPを利用したクロスボーダーな販売が増えていくことが期待され

る。このようにわが国の投資信託等が海外において広く展開されることは、国内の資産運用業界の国際的な競争力の向上につながり、結果として質の高い商品・サービスの提供が進展することが期待される。

三 ARFPの概要

1 総論

ファンドに関する法規制の枠組みやその具体的な内容は各国ごとに異なっているが、通常、一般投資家を対象とするファンドの組成・運用・販売に関しては、投資者保護の観点から様々な規制が設けられている(注五)。また、ある国で組成されたファンドを、他の国において販売しようとする場合には、当該販売先の国の法規制において要求される当該ファンドについての登録や認証等の取得が必要となるのが一般的である。しかし、当該登録等の取得は必ずしも容易ではなく、手続完了まで数カ月を要する場合もある。また、登録等のための要件や提出が必要となる書類等は国によって異なるため、複数の国での販売を行おうとする場合、各国ごとの個別の対応が必要となり事務上の負担が大きくなる。

ARFPを利用する場合、ARFP参加国のいずれかの国において組成されたファンドにつ

いて、当該ファンドが組成された国・地域(以下「ホーム国」という)において、ファンドや当該ファンドの運用会社(以下「運用会社」という)の適格性等についての審査を受け、パスポート・ファンドとしての「登録」を受けた場合には、他のARFP参加国(以下「ホスト国」という)において一定の審査手続を受けることで、通常要求される複雑な手続を経ることなく、当該ホスト国内における販売が可能となる(図表3)。

ARFPの対象となるファンドの種類は、Collective Investment Scheme(以下「CIS」という)(注六)形態のファンドのうち、パスポート・ファンドとしての適格性を有していると認められたものに限定されており、パスポート規則において各国ごとに規定されている(注七)。日本においては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という)に基づく投資信託および投資法人が対象とされている(注八)(注九)。

ARFPを利用して日本に輸入されるファンドの種類については、わが国における制度整備の過程で具体的に決定されることになるが、規制当局への届出制がとられている、投信法上の「外国投資信託」および「外国投資法人」がその対象に含まれるものと考えられる。

2 ARFP制度の運用

(1) パスポート規則と各国の規制との関係

パスポート規則の内容は、パスポート・ファン드의審査手続、パスポート・ファンドとして求められる適格性等に関する要件等、多岐にわたるが、パスポート規則はARFP参加国を法的に拘束するものではないものとされている。ARFP参加国は、パスポート規則に適合するよう国内制度の改正等の対応を行い、各国の制度の運用を通じて、パスポート制度としての目的を達成することとされている。このように、ARFP制度は各国の法規制の枠組みを前提とした上で運用されることとされており、原則としてパスポート・ファンドの組成・運用等に関してはホーム国の規制が適用され、ホスト国におけるパスポート・ファンドに係る開示や勧誘等の販売行為に関してはホスト国の規制が適用されることとされている。

また、ARFP参加国の運用会社は、自らが組成・運用するファンドについて、ARFPを利用するかについて自由に決めることができる。ARFPを利用しないファンドについては、当然のことながらパスポート規則上要求される要件を満たす必要はなく、こうしたファンドに関しては、ARFPに参加することによる規制の強化等の直接的な影響はない。

(2) ジョイント・コミッティーの設置

協力覚書によると、パスポート規則に適合した制度の運用を管理・監督するための機関として、ARFP参加国の代表者により構成されるジョイント・コミッティー（以下「JC」という）の設置が予定されている。JCの具体的な権限・機能として、ARFPの公式ウェブサイトの運営、ARFPの運用に関する年次の報告書の作成および公表、パスポート規則の改訂、新たにARFPに参加しようとする国・地域に関する審査の実施等が規定されており、今後、ARFPに関する重要な意思決定はJCによって行われることとなる。また、JCは、必要に応じて、パスポート・ファンドの登録等の手続の詳細やパスポート規則の解釈を含むパスポート規則の施行のための細則（ガイドライン）を策定し、また登録申請等の際に利用するARFP参加国共通の様式を作成することとされている。このようにJCは、ARFPに関する意思決定やARFP参加国間の利害の調整を目的とした機関であり、パスポート・ファンドに対して直接的に監督権限を行使することは想定されていない。ホーム国規制当局やホスト国規制当局が、それぞれの法規制に基づき運用会社や販売会社等に対する監督権限を実施することとされている。

3 ARFPにおけるファンドの認証手続

(1) ホーム国におけるパスポート・ファンドとしての登録手続

登録のための申請手続
 ア パスポート・ファンドとしての登録を受けようとする場合、CISまたはその運用会社は、ホーム国規制当局に対する申請を行う必要がある。当該申請の際には、ホーム国規制当局により要求される手数料とともに、所定の情報を提供することが求められる。提供される情報は、①ARFP参加国の規制当局間において合意された一般的な情報（パートA）、②ホーム国規制当局が特別に要求する情報（パートB）に分類されるが、これらの具体的な内容については現在のところ公表されていない（注一〇）。今後、JCや各規制当局により詳細が決められることとなる。

イ ホーム国規制当局による審査

申請を行ったCISについては、ホーム国規制当局による審査が実施され、以下のすべての要件が満たされていると判断された場合に限り、当該CISはパスポート・ファンドとしての登録が認められることとなる（注一一）。なお、ホスト国での審査手続とは異なり、ホーム国における審査に係る日数や期限については、パスポート規則上規定されていない。

〔図表4〕 運用会社に関する主な適格性要件

運用資産要件	運用会社またはその関係者が運用するCIS（主に金融資産に投資するものに限る）の残高合計が5億ドル以上であること
役職員の資格要件	運用会社が下記のすべての要件を満たす役職員を有していること <ul style="list-style-type: none"> 過去15年以内に10年以上の金融サービスに関する業務経験（そのうち5年以上は管理職または監督職に係る業務経験）を有する責任者（CEO）がいること 過去7年以内に5年以上の金融サービスに関する管理職または監督職に係る業務経験を有する少なくとも2名以上の役員がいること 当該パスポート・ファンドの投資判断に関する裁量的な権限を有する者が、下記のいずれかの要件を満たしていること <ol style="list-style-type: none"> 学士号と同等の資格等を有しており、過去5年以内に3年以上、金融サービスに関する業務において自ら裁量的投資判断を行いまたはその監督に関する業務の経験を有していること 過去7年以内に5年以上、金融サービスに関する業務において自ら裁量的投資判断を行いまたはその監督に関する業務の経験を有していること
財務基盤要件	自己資本が100万ドル以上（運用資産総額に応じて上限2,000万ドルが加算）であること
組織構成要件	明確な職務分掌および指揮命令系統、適切な内部統制の仕組み、リスク管理体制ならびに法令遵守および利益相反を管理するための体制を有していること
運用実績要件	過去5年間、ARFP参加国またはホーム国と同等の規制枠組みが存する国において、一般投資家を対象とする公募のCIS（主に金融資産に投資するものに限る）を運用してきた等の運用実績を有すること
優良要件	ホーム国規制当局が、当該運用会社に関して、パスポート・ファンドを適切に運用し、投資家の利益のため誠実に行動する能力を有していないとの重大なリスクがある旨の意見を表明していないこと
事業拠点要件	運用会社がホーム国に主要な事業拠点を有しており、ホーム国で公募可能なCISの運用に必要な規制を受けていること

① 当該CISが、各ARFP参加国ごとに指定されるCISに該当していること
前述のように、ARFPを利用できるCISの類型はARFP参加国ごとにあらかじめ決められており、当該類型に該当するCISでなければ登録申請は認められない。

② 当該CISの運用会社がパスポート規則上要求される適格性に関する要件を満たしていること
パスポート・ファンドの運用会社は、パスポート規則上定められた要件を満たす必要がある（図表4）。

③ 当該CISについて、ホーム国の法規制およびパスポート規則を遵守した運用が可能であること
申請を行おうとするCISは、パスポート規則において定められたファンドに関する適格性の要件を満たしている必要がある（図表5）。

ウ 登録コードの付与および登録情報の公表
審査を通過したCISに対しては、ホーム国規制当局により固有の登録コードが付与され、当該登録コードの付与により、パスポート・ファンドとなる。

ホーム国規制当局は、登録が完了したパスポート・ファンドについての登録簿を英語で作成し、公表しなければならないとされている。当該登録簿には、パスポート・ファンドの名称、登録コード、登録申請書の記載事項の一部、認証手続を完了したホスト国の一覧および当該パスポート・ファンドの財務諸表（監査報告書を含む）等の情報が含まれることとされている。

(2) ホスト国における認証手続

ア 認証のための申請手続

ホーム国でパスポート・ファンドとして登録されたファンドが、ホスト国において認証を申請する際は、各ホスト国規制当局が定める手数料とともに、①登録コード、②ホーム国における登録申請時に提出した情報（パートAに係る情報）、③ホスト国規制当局が特に要求する情

〔図表5〕 パスポート・ファンドに関する主な要件

投資対象資産	投資対象が、パスポート規則上定義される通貨、預金、金預託証書、譲渡可能有価証券または短期金融市場商品もしくはこれらを対象とするデリバティブ取引等に限定されていること
カストディアン	パスポート・ファンドの資産の保有・管理に関する業務が、適格性を有するカストディアンにより行われること
財務報告と監査	ホーム国において一般的に適用される実務慣行に従い、少なくとも年1回、パスポート・ファンドに関する財務諸表が作成され、監査を受けていること
ポートフォリオへの組入制限	以下のような投資を行わないこと <ul style="list-style-type: none"> 運用財産総額の5%を超える、同一の発行体に対する投資 運用財産総額の20%を超える、同一のグループに対する投資 運用財産総額の10%を超える、パスポート・ファンドに該当しない同一のCISに対する投資 投資先の議決権割合20%超を保有するような投資
デリバティブ取引・空売りの制限	一定のデリバティブ取引および空売りが制限されていること
貸付け等の禁止	資金の貸出し、有価証券の引受け、債務保証が原則禁止されていること
借入れの制限	借入れは、解約等に対応するための金銭または手数料の支払いを目的とし、31日以内に全額の返済が予定されている等の要件を満たす場合のみ許容されていること
独立した監視	パスポート・ファンドの運用について、独立した主体による監視が行われていること
年次の実施状況の検証	パスポート規則を遵守したパスポート・ファンドの運用が行われているかについて、一定期間ごとに検証が行われていること

報をホスト国規制当局に対して提供する必要がある。これらの具体的な内容については、今後、詳細が決定される予定である。

イ ホスト国規制当局による審査

ホスト国規制当局は、認証の申請があった場合、たとえば次のような事情が認められると判断した場合を除いて、当該申請を拒絶することはできないとされている。

- ① 当該パスポート・ファンドまたはその運用会社が、ホスト国の法令、ホーム国の法令またはパスポート規則を遵守していない場合もしくはそのおそれがある場合
 - ② ホスト国において当該パスポート・ファンドの販売を認めることが、ホスト国の公衆の利益に反する場合
- ARRFPは、パスポート・ファンドおよびそ

の運用会社の適格性等といった投資者保護等の観点から必要な要件については、登録申請時にホーム国規制当局により適切な審査を実施されていることを前提として、ホスト国での審査手続を簡素化する制度である。そのため、ホスト国規制当局による審査手続では、前述の拒絶事由に該当しない限り、認証申請は拒絶されないこととされている。

ホスト国規制当局は、パスポート・ファンドの認証申請を受理してから二日以内に審査を完了し、販売を認めるか拒絶するかを決定しなければならぬ。仮に、ホスト国規制当局が、当該期間内に認証または拒絶の決定を行わなかった場合には、当該パスポート・ファンドは認証されたものと取り扱われることとなる（注一二）。

(3) 日本における登録・認証制度

パスポート規則においては、ホーム国およびホスト国における登録または認証手続についての概要が規定されているが、具体的な手続や提出が必要な書類等については、今後JICを中心として決定される予定である。当該JICおよびARRFP参加国間の検討状況を踏まえつつ、わが国においても当該登録または認証の手続についての整備が進められることとなる。

わが国においてARRFPの対象として想定されている投資信託・投資法人の組成・設立および外国投資信託・外国投資法人のわが国への持

〔図表6〕 「独立した監視」、 「年次の実施状況の検証」 要件の概要

	独立した監視	年次の実施状況の検証
内容	パスポート・ファンドの運用内容が、当該ファンドの設立文書 ^(注) および、ホーム国の規制およびパスポート規則（運用内容に関する規定に限る）に適合しているかについて確認する	パスポート・ファンドが、パスポート規則全般（運用会社の適格性、運用内容のパスポート規則への適合性を含む）に適合しているかについて、定期的に検証する
主体	・運用会社の監査役会、監査委員会または監査等委員会を構成する各外部役員 ・信託会社、信託銀行	・運用会社の監査役会、監査委員会または監査等委員会を構成する各外部役員 ・信託会社、信託銀行 ・公認会計士または監査法人
実施頻度	随時	財務諸表の作成期間ごと
当局への報告等	独立した監視主体が違反を認識し、かつ運用会社等による適切な報告が行われていない場合は、7日以内に規制当局に報告	期間ごとに報告書を作成し、ホーム国およびホスト国の規制当局等に提出

(注) わが国においては、投資信託の場合は投資信託約款、投資法人の場合は投資法人規約が想定されている。

込みに際しては、現行法上は届出制がとられており、パスポート・ファンドの登録または認証手続について、届出制を前提とした制度整備が行われる予定である（注一三）。その場合、届出に際して規制当局に提出する書類の記載事項や添付書類の拡充といった法令上の対応が行われることも考えられるが、それらに加えて、投資信託協会や日本証券業協会等の関連する自主規制機関とも連携しつつ、必要に応じて自主規制規則を策定すること等を含め、投資者保護の観点から実効的な審査が確保されるよう制度の整備が行われることとなると考えられる。

4 ARFPの利用に際して検討が必要となる点

ARFPを利用しようとするわが国の関係者は、国内の制度整備の進捗を踏まえつつ、実際の商品の組成や販売に向けた準備を進めることとなるが、パスポート規則とわが国の法規制との間には相違点が複数存在するため、たとえば次のような点について検討が必要となる。

(1) ガバナンスに関する要件

パスポート・ファンドとしてホーム国で登録を受けるためには、ガバナンス上「独立した監視」および「年次の実施状況の検証」に係る枠組みの導入が必要となる。これらはホーム国の規制およびパスポート規則を遵守したパスポート・ファンドの運用が行われることを確保する

ため、一定の独立性を有する主体による監視および監督が実施されることを要求するものである（図表6）。前者については継続的なモニタリングを、後者については定期的な検証が行われることが想定されている。パスポート・ファンドまたは運用会社は、これらの監視等を行う主体について、パスポート規則上定められた複数の選択肢から任意に選択することができる。

当該監視業務の具体的な手続や実施に当たっての基準等については、現時点で明らかではないが、投資者保護の観点から規定された要件であることに鑑みれば、実施される当該業務の水準が、パスポート・ファンドごとに大きく異なることとなる事態は望ましくない。今後、規制当局や業界団体等が連携し、当該業務の実施に関する規則や指針等が策定されることが予想される。

こうした投資者保護のための適切な仕組みの確保は、各国の投資家による当該ファンドに対する評価につながることから、パスポート・ファンドの組成に当たっては、コスト等の事情を勘案しつつ、適切なガバナンス体制のあり方について検討する必要がある（注一四）。

(2) 運用に関する要件

パスポート・ファンドの運用については、前述のとおり、パスポート規則において様々な要件が規定されているが、ポートフォリオへの組入制限等の一部の要件については、わが国にお

ける現在の規制内容(注一五)よりも厳しくなっており、パスポート・ファンドの運用に関しては、こうした規制内容の相違に留意する必要がある。パスポート規則上は、新規に設立するファンドだけでなく、すでに組成・運用されているファンドについてパスポート・ファンドとして登録を受けることは制限されていないが、既存のファンドの利用可能性を検討する上で、当該規制内容の差異は重要な要素となり得る(注一六)。

(3) 「ホーム国における公募」要件

ホスト国においてパスポート・ファンドの公募を行うためには、ホーム国において、当該パスポート・ファンドの公募が行われていることが求められる。具体的には、①ホスト国において公募が行われる期間中、ホーム国において、パスポート・ファンドの継続的な公募が行われていること、②当該パスポート・ファンドの持分について、ホーム国の投資家が少なくとも三〇%を保有していることその他の所定の要件のいずれかを満たす必要がある。

こうした要件が定められた趣旨は、ホーム国規制当局によるパスポート・ファンドの運用や開示内容に対する適切な監督を期待するとともに、自国における投資家被害の防止の観点から、パスポート・ファンドに関して何らかの問題が発生した場合におけるホーム国規制当局による迅速かつ実効的な対応を確保する点にあ

る。

このうち要件②については、ホスト国における認証申請を行う時点でのみ満たせばよいのか、ホスト国における公募を行う期間中は継続して満たす必要があるのかは必ずしも明らかではないが、当該要件に関連して、運用会社は、パスポート・ファンドの持分を保有する最終投資家の居住国に係る属性を把握するための仕組みの構築が求められる可能性がある(注一七)。

四 おわりに

わが国のARFPへの参加により、今後、わが国で組成された投資信託等のファンドの海外での販売に向けた活動が活発化するとともに、アジア域内で組成されたファンドの日本での販売も増加することが予想される。こうしたクロスボーダーでの販売を含めた資産運用業のグローバル化が進む中で、わが国の資産運用業の高度化や国際競争力の強化が図られることが期待されている。そして、資産運用業の強化は、わが国が進めている東京国際金融センター構想の実現にとっても、重要な意味を持つものと考えられる。

本稿がARFPの利用促進の一助となれば、筆者にとつて望外の喜びである。

(注一) 金融庁ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/inter/et/20160428-1.html>) 参照。

(注二) ワークショップ設置時のメンバー国・地域は、日本のほか、オーストラリア、シンガポール、香港、韓国、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、米国、台湾およびニュージーランドの計一三カ国。

(注三) パスポート規則は、APECのARFP専用のウェブサイト(<http://fundspassport.apec.org>)において公表されている。

(注四) 各当初参加国は、期限までに所要の国内の制度整備を行うこととなるが、期限前であっても、制度整備が完了したARFP参加国の間で運用を開始することができるものとされている。

(注五) わが国においては、投資信託や投資法人を組成するためには、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される届出を行う必要がある。

(注六) CISとは、次の四つの特徴を有するスキームと定義されている。①二名以上の投資家が当該スキームから得られる利益を取得する権利を有し、当該投資家が金銭等を拠出する、②金銭上の利益を創出する目的で拠出金がプールされる、③すべての投資家が当該スキームの運用に関与することとされていない、④プールされた財産が権利者の利益のために運用される。

(注七) パスポート規則上、パスポート・ファンドは、ホーム国およびホスト国において公募されることが想定されているため、私募ファンドについてはARFPの対象とはならないと考えられる。

(注八) パスポート・ファンドとして登録される

ためには、ホーム国規制当局による適格性等の審査が行われることが前提となるため、ファンドの組成に際して規制当局の関与が法令上予定されていない、いわゆる集団投資スキーム（金融商品取引法二条二項五号参照）については、ARFPの対象には含まれていない。

(注九) パスポート・ファンドが投資可能な資産はパスポート規則上限定列举されているが、現物不動産はこれに含まれていないため、投資法人のうちいわゆるJ-REITが、ARFPを利用することは原則として想定されていない。

(注一〇) 一般的な情報(パートA)の内容については、第二次市中協議文書において具体例が挙げられており、(i)運用会社およびカストディアンについての詳細、(ii)申請に係るファンドの名称および目的、(iii)当該ファンドに係る主要な関係者の詳細、(iv)当該ファンドの設立に関する文書、(v)申請時に提出した情報の公開についての同意文書等が想定されているようである。

(注一一) これらの要件はホーム国での登録手続の際に審査されることとなるが、パスポート規則上、事後的に要件を満たさなくなった場合には、ホーム国規制当局により登録取消し等の監督上の処分が行われるとされているため、継続的に要件を満たしておく必要がある。

(注一二) 審査期間は、すべての認証申請に係る書類がホスト国規制当局に提出された時点からカウントが開始される。なお、ホスト国規制当局または運用会社は、相手方から書面による同意を取得した場合、当該審査期間について一回につき最大七日間延長することができる(複数

回の延長も可能)。

(注一三) 投資法人については、設立については届出制がとられているが、資産運用行為を行うためには登録を受ける必要がある。投資法人に関するARFP上の審査は、当該登録手続の中で実施される可能性もある。

(注一四) わが国の資産運用業の国際的な競争力の強化の観点から、諸外国の制度を踏まえた投資信託のガバナンスの強化の必要性を指摘するものとして、資産運用等に関するワーキング・グループ「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」(二〇一六年六月三〇日)がある。

(注一五) わが国の投資信託または投資法人の運用に際しては、法令上の規制に加えて、投資信託協会の規則等の自主規制規則を遵守する必要がある。

(注一六) この点に関連して、既存のファンドについてパスポート・ファンドとして登録しようとする場合、今後整備される国内の制度の内容によつては、投資信託約款の変更等の手続が必要となる可能性がある点にも留意が必要である。

(注一七) わが国の投資信託については、原則として、要件①により「ホーム国における公募」要件を充足することが想定されている。

(えたに・ひろき)